

医療と法律

Q&A

第1回

「診療記録の開示請求への対応」

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 赤石 圭裕

相談者：仙台杜協同クリニックで事務長をしている者です。先日、ある患者さんから、患者さんの当クリニックにかかる診療記録の開示請求書が届きました。当クリニックが診療記録の開示請求を受けたのは今回が初めてです。どのように対応したら良いでしょうか。

弁護士：医療機関は、患者本人からカルテなどといった診療記録の開示を請求された場合には、原則として開示しなければなりませんので、非開示が認められる例外に当たらない限りは、開示することになります。

相談者：開示しなければならない根拠があれば教えてください。

弁護士：個人情報保護法によると、個人情報取扱事業者は、本人から請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、個人情報を開示しなければならないとされており、この規程に基づく開示義務が生じるものと考えられています。また、厚生労働省による「診療情報の提供等に関する指針」(以下「指針」といいます。)では、「医療従事者は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。」とされていることも開示の根拠になります。

相談者：先ほど、開示請求があった場合は、「原則として」開示しなければならないとおっしゃっていましたが、非開示が認められる例外はどのようなものになりますか。

弁護士：指針によると、診療情報の提供を拒み得る場合として、①診療情報の提供が第三者の利益を害するおそれがあるときや、②診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときなどが挙げられています。

相談者：①②それぞれについて、もう少し具体的な例を教えてくださいませんか。

弁護士：指針によると、①の例としては、「患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合」が挙げられています。関係する裁判例としては、統合失調症として治療中の患者の友人であったAが医療機関に提供した患者の病状に関する資料について、患者本人がAに対する民事訴訟または刑事告訴等の資料として用いるつもりで開示請求したところ、医療機関が開示を

拒んだケースについて、「患者が新たな事実を認識することで、改めてAに対する悪感情が募り、Aの利益を害する行動に出るおそれがある」などとした上で、非開示事由があるとした事例が参考になります(東京地方裁判所平成29年4月19日判決。なお、控訴審でも同趣旨の判決が下された)。

また、②の例としては、「症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合」が挙げられています。

相談者：今回開示請求をした患者さんは、当クリニックで採血を行った際に腕に痛みが残ったとして、かなり強いけんまくでクレームを言っていた方です。今後当クリニックに対して訴訟などを起こしてくる可能性もあろうかと思われそうですが、それでも開示しなければならぬのでしょうか。

弁護士：医事紛争が起こる可能性があることは、開示拒否の理由にはならないため、原則どおり開示しなければなりません。

相談者：仮に開示を拒否した場合、その後はどのような流れが考えられるのでしょうか。

弁護士：証拠隠滅等を疑った患者側が、裁判所に対して「証拠保全」を申し立てる可能性もあります。また、場合によっては、不当な開示拒否による損害賠償請求を受けることがあるかもしれません。

相談者：「証拠保全」とは、どのような手続きなのでしょう。

弁護士：患者側が、診療記録の改ざん等を防ぐために、医師や医療機関を相手方として申し立てるものであり、申立てが認められると、裁判所が医療機関を訪れて診療記録の保全を行う手続きです。

相談者：特にうちのような個人のクリニックにとって、証拠保全は物理的・精神的に大きな負担となりそうですので、それは避けたいところですね。ところで、診療記録を開示するためには事務局で記録をコピーするなどの手間がかかりますが、請求者に対する費用請求はできるのでしょうか。

弁護士：指針では、「診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。」とされていますので、費用請求は可能です。

相談者：どのくらいの費用を徴収できるのでしょうか。

弁護士：厚生労働省の「診療情報の提供等に関する指針について(周知)」によると、診療記録の開示に要する費用には実費と人件費が含まれるとした上で、「合理的であると認められる範囲内」の額とされています。この通達の別紙では、開示に要する費用についての調査結果が記載されており、「999円以下」が67%、「2,000円～2,999円」が2%、「3,000円～3,999円」が15%、「5,000円以上」が16%とされています。個々の申立てに応じて費用が変わり得るものですから、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があることに留意してください。

相談者：今回のケースとは異なる話になりますが、仮に患者さんが死亡した場合に患者さんの遺族から診療記録の開示請求がなされた場合は、どのように対応したら良いでしょうか。

弁護士：基本的には、患者本人から請求がなされた場合と同様の対応を取ることになります。もっとも、指針によると、「診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者」とされていることや、「遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。」とされていることに留意してください。

相談者：いろいろありがとうございました。教えていただいたことを踏まえて対応したいと思います。

弁護士：個々の事例への適用においては慎重な判断が求められる場合もありますので、判断に迷った場合は、弁護士への相談をお勧めします。

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①患者本人から診療記録の開示を請求された場合、非開示が認められる例外に当たらない限り、医療機関は開示義務を負う。
- ②非開示を検討する際は、厚生労働省による「診療情報の提供等に関する指針」などを参考にしつつ慎重に判断すべきである。
- ③開示請求者に対して診療記録の開示に要する費用を請求することは可能であるが、費用を決める際は、開示請求者の請求権を不当に制限しないよう配慮すべきである。